

令和 4 年 度
徳島地方最低賃金審議会
(第 5 回)

日 時 令和 4 年 8 月 26 日 (金)
午前 11 時 00 分～

場 所 あわぎんホール 5 階小ホール
徳島市藍場町 2 丁目 14 番地

徳 島 労 働 局

次 第

- 1 徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問及び審議等について
- 2 特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告及び答申について
- 3 特定最低賃金に係る金額改正諮問について
- 4 その他

令和4年度第5回

徳島地方最低賃金審議会

資料目次

[令和4年8月26日]

資料番号・資料名	頁
1 徳島県最低賃金の改正決定について(答申)(写)	1
2 特定最低賃金専門部会委員名簿.....	4
3 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定最低賃金)	5
4 令和4年度最低賃金審議日程(案)	7

<別途配付資料>

- 1 異議申出に係る諮問文(写)
- 2 2022年度地域別最低賃金の異議申出(写)

写

令和 4 年 8 月 10 日

徳島労働局長
伊藤 浩之 殿

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子

徳島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 4 年 6 月 30 日付け徳労発基 0630 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 2 年 10 月 4 日発効の徳島県最低賃金（時間額 7 9 6 円）は令和 2 年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

徳島県最低賃金の改正決定に当たり、最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が憂慮されることから、当審議会は、政府に対し、中小企業・小規模事業者が、円滑に企業運営を行えるように、実効性のある支援を最大限に拡充させるとともに、取引条件の改善等に引き続き取り組むよう強く要望する。

徳島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
徳島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間855円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

徳島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 徳島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 796円
- (3) 発効日 令和2年10月4日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（87,313円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$796 \text{円 (徳島県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (注)} = 113,028 \text{円}$$

（注） 令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

令和4年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿
(50音字順)

区分		造作材・合板・建築用組立材料製造業		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職	
徳島労働局								
公益代表	◎の 佐野美佐子	徳島県社会保険労務士会 名誉会長	◎む 撫養佳孝	一般社団法人徳島新聞社 生活文化部長	◎は 端村亮	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授	◎は 端村亮	弁護士
	○の 撫養佳孝	一般社団法人徳島新聞社 生活文化部長	○は 端村亮	弁護士	○だ 段野聡子	四国大学経営情報学部 准教授	○だ 段野聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授
	だ 段野聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授	さ の 野美佐子	徳島県社会保険労務士会 名誉会長	い 稲倉典子	四国大学経営情報学部 准教授	い 稲倉典子	四国大学経営情報学部 准教授
	え 恵島美奈江	UAセンター徳島県支部 次長	かわ 川口誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長	か が 賀川健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部 執行委員長	か が 賀川健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部 執行委員長
労働者代表	み 三木裕子	全国一般徳島地方労働組合 書記長	つ 辻康晴	JAM光洋シーリングテクノ労働組合 執行委員長	き 木戸敬一郎	大真空労働組合 執行委員	き 木戸敬一郎	大真空労働組合 執行委員
	や 山本雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長	は 原内正敏	ジェイテクト労働組合徳島支部 支部長	や と 矢藤寿浩	PHC労働組合徳島地区 地区執行委員長	や と 矢藤寿浩	PHC労働組合徳島地区 地区執行委員長
	た 玉置潔	那賀川林材工業協同組合 代表理事	あ 天野多栄子	有限会社天野鉄工所 取締役	く め 久米智之	株式会社NDK 代表取締役	く め 久米智之	株式会社NDK 代表取締役
使用者代表	も 本林隆行	本林家具株式会社 会長	い 井出貴大	西精工株式会社	こ 小林通伸	徳島県商工会連合会 副会長	こ 小林通伸	徳島県商工会連合会 副会長
	わ 脇田亮	徳島県経営者協会 専務理事	も り 森誠	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	み 三木一将	有限会社三木産業 代表取締役社長	み 三木一将	有限会社三木産業 代表取締役社長
任命年月日		令和4年7月28日						
備考：◎部会長		○部会長代理						

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月20日(火)		1月19日(木)
11月22日(火)		12月7日(水)		12月21日(水)		1月20日(金)
11月23日(水)		12月8日(木)		12月22日(木)		1月21日(土)
11月24日(木)		12月9日(金)		12月23日(金)		1月22日(日)
11月25日(金)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月26日(土)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月27日(日)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月28日(月)		12月13日(火)		12月27日(火)		1月26日(木)
11月29日(火)		12月14日(水)		12月28日(水)		1月27日(金)

令和4年度 最低賃金審議日程(案)

日程		曜日	日 程	備 考
3月	7	月	特定最低賃金改正の意向表明受付	
4月				
5月	26	木	公益委員会議(会長及び会長代理選任、本年度審議方針検討)	
6月	13	月	第1回本審(会長及び会長代理選任、日程調整)	
	24	金	第1回あり方検討小委員会(審議方法、実地視察検討)	中賃目安諮問 6月28日
	30	木	第2回本審(県最賃諮問、県最賃専門部会委員推薦公示、意見聴取の公示、特定最賃必要性諮問、特定最賃専門部会推薦公示、日程調整)	
7月				
8月	3	水	第3回本審(目安答申伝達) 第1回県最賃専門部会(金額審議)	目安答申 8月2日
	5	金	第2回県最賃専門部会(金額審議)	
	10	水	第3回県最賃専門部会(金額審議、部会報告) 第4回本審(県最賃答申、異議の公示)	
	23	火	第1回造作材特定最賃専門部会(必要性審議)	
	26	金	第1回特定最賃合同専門部会(必要性審議、答申、審議日程調整) 第5回本審(県最賃異議審議答申、特定最賃必要性答申、特定最賃金額改正諮問、意見聴取の公示)	
			実地視察(特定最低賃金事業場)	中止
10月			第2～3回各特定最賃専門部会(金額審議・答申)	10月6日県最賃発効(予定)
11月				
12月			第6回本審及び第2回特定最賃合同専門部会	12月21日特定最賃発効(予定)
1月				
2月				
3月			特定最低賃金改正の意向表明受付	



徳労発基 0826 第 1 号
令和 4 年 8 月 26 日

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、徳島県労働組合総連合議長山本正美から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

2022年8月22日

徳島県労働組合総連合
議長 山本 正美

2022年度地域別最低賃金の異議申出

コロナ禍において、労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている審議会委員及び関係者の皆様に心から敬意を表します。

徳島地方最低賃金審議会は、8月10日、今年度の徳島県の地域最低賃金の改定について、現行の824円を31円引き上げて855円にすると答申しました。過去最高額の31円、目安額より1円上乗せしたこと、全会一致で決められたことなど委員の皆さんのご努力には評価もできますが、時給855円は、①働いても自立して生活できない金額であり、物価高騰にも追いついていない低額であること。②若者の都市部への流出が深刻化するなかで、その一因である地域間格差が改善できたとは言えず、東京との格差は時間額217円と据え置かれた状態になっていること。③最低賃金を引き上げるための中小企業・小規模事業者支援についてもっと踏み込んだ要請を提起すべきといえます。

コロナ禍でエッセンシャルワーカーの低賃金が問題視され、改善が謳われましたが極めて不十分な状況です。これを改善するには最低賃金の大幅引き上げが求められています。3%台の引き上げでは物価の高騰にも追いつかず、更に年末にかけて必需品の価格引き上げが予定されるなかで、生活も消費・地域経済も厳しいものになることは明らかです。

東京と徳島の生活費に大きな格差はありません。ところが、東京の最賃答申額が1,072円で、その差額は217円と変わりません。月173時間働くと月額で37,541円もの所得差が生まれます。コロナ禍で県外流出が減ったとはいえ県統計協会の人口移動調査結果報告によれば、2020年で2,493人、2021年で1,949人が県外に流出しています。人手・後継者不足など地域経済に深刻な影響を与えていることは明らかです。段階的に格差を縮め、全国一律制度を実現するための引き上げが求められています。

中小企業・小規模事業者の支援は、関係者の意見を反映した具体的な要求を行政に求めることが必要です。今回の答申もこれまでと変わりなく極めて抽象的な要望になっています。高知地方最低賃金審議会は、政府や労働局への要求事項を明記（別紙）しています。徳島でも、審議会において使用者委員から「本四連絡橋の通行料が高いため、四国は流通コストで厳しい競争にさらされている」と具体的な話しをされていました。県や国に対し、燃料費の高騰と合わせて、最賃の引きあげ対策として本四連絡橋の通行料を一般高速道路料金に合わせるよう要求するなど具体的な要求を求めます。また、直接支援として社会保険料の減免など数兆円規模での支援要請を求めるよう要請するものです。

つきましては、今回の答申に対し、下記のとおり異議を申し出ます。

記

異議申出趣旨

1. 最低賃金を時間額855円とすることは不服です。
2. 徳島県地方最低賃金を時間額1,000円以上を求めます。
3. 地域間格差を解消し、全国一律最低賃金制度の確立を強く求めること。
4. 中小企業・小規模事業者への直接かつ大規模な支援を具体的に政府及び関係機関に求めること。

異議申出理由

前文及び2021年7月19日付意見書のとおり



以上



令和4年8月15日

高知労働局長
中村 克美 殿

高知地方最低賃金審議会
会長 近藤 啓明

高知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年6月28日付け高労発基0628第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の高知県最低賃金（時間額792円）は令和2年度の高知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、公労使共通の認識であり、中小企業・小規模事業者への支援が適切に行われるよう、本答申に当たり、下記のとおり、政府及び高知労働局に強く要望する。

記

1 政府への要望事項

最低賃金の上昇が続くことにより、経営の先行きに不透明感や不安感を抱く経営者に予測可能性を与え、不安を解消するためにも、今後の最低賃金増額のロードマップを明示するとともに、それとセットで、長期的視点からの支援策の構築に取り組んでいただきたい。なお、当面、次の施策について検討いただきたい。

- (1) 生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。
- (2) 生産性向上の支援について、可能な限り多くの中小企業・小規模事業者が

写

各種助成金を受給できるよう一層の取組を進めること。特に、業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性のある支援を拡充すること。

なお、業務改善助成金の使い勝手の悪さを指摘する声は各所から上がっているところ、現に利用件数が伸び悩んでいることからしても制度を見直す必要があることは明らかである。現場に出てヒアリングを行うなどにより、実体験に基づくこうした声を拾い、そこから得られた知見に基づく実効性ある支援を行っていくべきである。

- (3) 下請取引の適正化に関し、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるように、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境の整備を図ること。
- (4) そのほか、中小企業・小規模事業者の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者に対する省庁横断的な思い切った支援策を実行すること。

具体的には、次のような課題について協議・検討を早急に開始していただきたい。また、その協議・検討結果については、毎年、各地方最低賃金審議会に報告を行っていただきたい。

ア 最低賃金の引上げは扶養控除の範囲内で働きたいと希望する労働者の実労働時間の減少につながるものであって、人手不足の現状に悩む事業者にとっては看過できない問題である。税・社会保障制度を含めて検討していただきたい。

イ 最低賃金引上げの影響を受ける企業にとって社会保険料の増額部分については大きな負担である。例えば、中小企業・小規模事業者に対する一時的な減免措置などの可能性を検討していただきたい。

ウ 人口減少の問題を抱える地方にあって、常にマンパワー不足に悩まされつつ地域経済を支えている中小企業・小規模事業者にとっては、各種補助金等の申請のハードルが高くなっている可能性がある。これを手助けする実効性ある方策を検討していただきたい。

2 高知労働局への要望事項

- (1) 中小企業・小規模事業者に対する各種支援策について、一層の利用及び活用を促進すること。特に、最低賃金の効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利用及び活用の促進を図ること。
- (2) 行政機関が民間企業に業務委託等を行っている場合に、当該民間企業が最低賃金の履行確保に支障が生じることをないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること。
- (3) 今後、政府において中小企業・小規模事業者に対する支援策の改善等が行われた場合は、迅速に事業主に周知し、利用及び活用促進を図ること。



高 知 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
高知県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 8 5 3 円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
法定どおり

高知県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 高知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792円
- (3) 発効日 令和2年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値（高知県内生活保護受給世帯数加重平均）を加えた金額（91,648円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和2年10月3日発効の高知県最低賃金の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると高知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$792\text{円（高知県最低賃金）} \times 173.8\text{時間（1箇月平均法定労働時間）} \\ \times 0.817\text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 112,460\text{円}$$

※ 時間給792円で月173.8時間働いた場合の令和2年の税、社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率